

令和2年3月13日  
 千葉県信用保証協会

**令和2年新型コロナウイルス感染症に関する「危機関連保証」の取扱い開始および「経営安定関連保証（SN5号）」の指定業種の追加（316業種）について**

この度の令和2年新型コロナウイルス感染症で罹患された皆さま、およびこの影響でご苦労されている関係者の皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和2年3月13日付け経済産業省告示第49号により令和2年新型コロナウイルス感染症の影響が生じている中小企業の皆さまの資金繰り支援のため「危機関連保証」の取扱いを開始します。

「危機関連保証」は、地域や業種の指定はなく、令和2年新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が一定割合以上減少している中小企業の皆さまに対し借入の100%を保証する制度で、一般の保証枠とは別枠で利用できます。

また、同日付け経済産業省告示第50号により中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による指定業種に「令和2年新型コロナウイルス感染症」により特に重大な影響が生じている316業種が新たに追加指定されました。

これに伴い、「経営安定関連保証（SN5号）」について指定済みの192業種に加え、追加指定316業種の取扱いを開始します。

記

**1. 危機関連保証**

制度名	危機関連保証
対象者	市区町村長から「特例中小企業者」の認定を受けた方
資金使途	運転資金および設備資金
必要書類	市区町村長の認定書 ※1
保証限度額	2億8,000万円以内（組合4億8,000万円以内）※2
保証期間	運転資金10年以内（据置2年含む）、設備資金10年以内（据置2年含む）
返済方法	原則として、分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.80% ※会計参与設置会社の場合は0.1%の割引があります。
責任共有	責任共有対象外
担保	必要に応じ
保証人	原則、法人代表者のみ
指定期間	令和2年2月1日～令和3年1月31日※3
申込先	最寄りの取扱金融機関

- ※1 認定基準（①および②いずれにも該当していることが必要です。）
- ①金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要になっているもの。
  - ②保険法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1ヶ月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。
- ※2 保証限度額は一般枠とは別枠になりますが、令和2年新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証（SN4号・5号）を含む経営安定関連保証（SN1～8号）と東北地方太平洋沖地震災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証の合算で5億6千万円になります。
- ※3 当該適用期間内に貸付実行されることが必要です。

## 2. 経営安定関連保証（SN5号）

制度名	経営安定関連保証（SN5号）
対象者	市区町村長から「特定中小企業者」の認定を受けた方
資金使途	運転資金および設備資金
必要書類	市区町村長の認定書（※1）
保証限度額	2億8,000万円以内（組合4億8,000万円以内）（※2）
保証期間	運転資金10年以内（据置1年含む）、設備資金15年以内（据置1年含む）
返済方法	原則として、分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.68% ※会計参与設置会社の場合は0.1%の割引があります。
責任共有	責任共有対象
担保	必要に応じ
保証人	原則、法人代表者のみ
指定業種	中小企業庁ホームページ（下記URL）をご覧ください。 追加指定（令和2年3月13日～令和2年3月31日） → <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200313_5gou.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200313_5gou.pdf</a> 指定済み（令和2年3月6日～令和2年3月31日） → <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200306_5gou.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200306_5gou.pdf</a> 指定済み（令和2年1月1日～令和2年3月31日） → <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2019/1912205gou.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2019/1912205gou.pdf</a>
指定期間	令和2年3月13日～令和2年3月31日（※3）

- ※1 認定基準（①または②いずれかの基準に該当していることが必要です。）
- ①経済産業省大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3ヶ月間の平均売上高または平均販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の月平均売上高等に比して5%以上減少していること。  
なお、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している2月以降で、直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでの間は、時限的な運用緩和として直近1ヶ月の売上高等が減少し、かつ、その

後の2ヶ月間の売上高等の見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可能です。

- ②経済産業省大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引上げが著しく困難であるため、最近3ヶ月の間の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っていること。
- ※2 保証限度額は一般枠とは別枠になりますが、令和2年新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証（SN4号）を含む経営安定関連保証（SN1～8号）と東北地方太平洋沖地震災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の合算で5億6千万円になります。
- ※3 指定期間内に市区町村へ申請を行い、発行された認定書の有効期間内に金融機関または保証協会へ申込みを行うことが必要です。

なお、令和2年新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りや経営に関するご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口（経営相談窓口）】

本店 TEL 043-221-8111

松戸支店 TEL 047-365-6010

＜お問い合わせ＞  
千葉県信用保証協会  
業務企画課 高島・菅野  
TEL 043-221-8185